

紀美野町職員研修計画

令和2年3月17日



はじめに

紀美野町では、平成18年1月1日の合併以降、旧美里町の裏金事件、職員による個人情報の漏洩、銃砲刀剣類所持等違反、元町議会議員による斡旋収賄事件、そして今回の官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害事件が発生するなど、職員等が逮捕されるなどの不祥事が続きました。

このことにより、町民の皆様には多大のご迷惑と、ご心配をおかけしたことに對しまして、心よりお詫び申し上げます。

町職員による不祥事は、公務員として、また全体の奉仕者としての倫理意識の欠如により起こされた事件であったことは言うまでもありません。

本来、公務員は憲法第15条第2項で『公務員は国民全体への奉仕者』として定められ、地方自治法第30条では『すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。』と定められています。

その為公務員は、常に『全体の奉仕者』であるという意識を持ち、勤務時間内外を問わず自身の誤った行動が、社会に与える影響が大きい事を念頭に行動しなければなりません。

この度、職員が公正な入札を妨害したという不祥事は、私自身の任命責任と、職員の倫理意識を醸成することができなかったという責任を、重く痛感しているところであり、当該事件を起こした職員及び私を含めた関係職員の処分を行うこととしています。

しかし、職員を処分するだけで、社会からの信頼を回復できるものではありません、今後、当町の職員には「社会人としての教養」「公務員倫理の向上」の研修を定期的を実施することにより、綱紀粛正を図っていきます。

そして同時に、職務遂行に必要な知識並びに技能修得の研修に参加させることで職員のスキルアップを図り、よりよい住民サービスが提供できる様に取り組むことが、町民の皆様方の信頼を回復する第一歩であると考え『紀美野町職員研修規程』に基づき、本計画を策定しました。今後、本計画をもとに計画的に職員の育成に取り組んでまいります。

令和2年3月17日

紀美野町長 寺本光嘉

1. 研修計画の目的

本計画は、職員が自発的に自己啓発に努められる体制と、公務員としての教養や倫理意識の醸成、並びに職務の遂行に必要な知識及び技能を向上することで、全体の奉仕者としてふさわしく、また町民から信頼される職員を育成することを目的とする。

2. 研修計画の期間

本計画の期間は、令和2年3月17日から令和8年3月31日までとする。

3. 研修の区分

区分	内容																				
①全体研修	全体研修は、全職員を対象に毎年度行うものとし、職員に教養や倫理利意識の向上の為に研修。なお、研修テーマを町長が決定する。																				
②一般研修	和歌山県市町村職員研修協議会等が実施する研修については、以下のとおり。 ①和歌山県市町村研修協議会が行う研修 <table><tr><th colspan="2">研 修 名</th><th>対象職員</th></tr><tr><td rowspan="4">一般</td><td>新規採用職員研修</td><td>新規採用職員</td></tr><tr><td>一般職員基礎研修</td><td>2年～5年未満の職員</td></tr><tr><td>一般職員一次研修</td><td>5年～8年未満の職員</td></tr><tr><td>一般職員二次研修</td><td>8年以上の職員</td></tr><tr><td rowspan="2">監督</td><td>監督者一次研修</td><td>係長以上の職員</td></tr><tr><td>監督者二次研修</td><td>課長補佐以上の職員</td></tr><tr><td>管理</td><td>管 理 者 研 修</td><td>課長以上の職員</td></tr></table> ②①以外の機関が行う研修 市町村研修協議会以外の研修機関が行う研修	研 修 名		対象職員	一般	新規採用職員研修	新規採用職員	一般職員基礎研修	2年～5年未満の職員	一般職員一次研修	5年～8年未満の職員	一般職員二次研修	8年以上の職員	監督	監督者一次研修	係長以上の職員	監督者二次研修	課長補佐以上の職員	管理	管 理 者 研 修	課長以上の職員
研 修 名		対象職員																			
一般	新規採用職員研修	新規採用職員																			
	一般職員基礎研修	2年～5年未満の職員																			
	一般職員一次研修	5年～8年未満の職員																			
	一般職員二次研修	8年以上の職員																			
監督	監督者一次研修	係長以上の職員																			
	監督者二次研修	課長補佐以上の職員																			
管理	管 理 者 研 修	課長以上の職員																			
③専門研修	和歌山県市町村職員研修協議会が実施する研修で、必要な専門知識と技能を習得する為の研修 上記以外の研修機関や国・県等を通じて実施される研修会で、必要な専門知識と技能を習得する為の研修																				
④派遣研修	国、地方公共団体、大学、民間企業及びその他の団体への派遣。																				
⑤自己啓発研修	職員1人1人が自主的に取り組む自己啓発のことで、学識経験者による講演会等への参加やOFFJTによる自主学習会への参加																				

4. 研修実施計画

区分		計画年度	研修計画規模
①全体研修		令和元年度～令和7年度	全職員
	新規採用職員研修	令和元年度～令和7年度	全職員
	防災研修 訓練と交互	令和2年より隔年	全職員
②一般研修 (研修協議会)		令和2年度	10名以上
		令和3年度	10名以上
		令和4年度	10名以上
		令和5年度	10名以上
		令和6年度	10名以上
③専門研修 (研修協議会)		令和元年度～令和7年度	毎年度50名以上
	うち特別研修	令和元年度～令和7年度	毎年度5名以上
④派遣研修	他の公共団体	令和2年度	1名以上
	和歌山大学	令和2年度	1名
	他の公共団体	令和3年度	1名以上
	他の公共団体	令和4年度	1名以上
	他の公共団体	令和5年度	1名以上
	他の公共団体	令和6年度	1名以上
⑤自己啓発研修		令和元年度～令和7年度	毎年度50名以上